市町村職員等研修受講助成金交付要綱

（目的）

第１条　公益財団法人徳島県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）は、市町村が職員（特別職を除く。以下同じ。）等の人材育成・能力開発を図るため、次条に掲げる研修機関が実施する研修に職員等を派遣した際は、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

（助成対象研修機関及び助成対象経費）

第２条　前条に規定する助成対象研修機関及び助成対象経費は、次に掲げるもののほか、理事長が適当と認めるものとする。

（１）市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

①研修費

②研修生活動費

③教材用図書費

④交通費（各市町村の規程による）全額

（２）全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

①研修費

②研修生活動費

③教材用図書費

④交通費（各市町村の規程による）全額

（３）一般財団法人全国建設研修センター

①研修会費の２分の１

②交通費（各市町村の規程による）の３分の２

（４）地方共同法人日本下水道事業団研修センター

①受講料の３分の１

②交通費（各市町村の規程による）の３分の２

（助成金の交付申請）

第３条　助成金の交付を受けようとする市町村は、別表に定める区分に応じ、それぞれの期間内に、理事長に対し助成金の交付申請をするものとする。

２　交付申請書（様式第１号）には次のものを添付するものとする。

①研修受講決定通知書の写し又は研修会費、受講料が確認できる書類
②修了証書の写し
③旅行命令書の写し

（助成金の交付決定及び交付）
第４条　理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の額を確定し、交付決定を行うとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

（附　則）
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
（附　則）
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
（附　則）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表　交付申請期間

区　　分	期　　間
4月1日 ～ 7月31日の間に受講が修了した者	8月16日 ～ 8月31日
8月1日 ～ 11月30日の間に受講が修了した者	12月16日 ～ 12月28日
12月1日 ～ 3月10日の間に受講が修了した者	3月11日 ～ 3月21日

様式第１号（第３条関係）その１

番　　号
年　　月　　日

公益財団法人徳島県市町村振興協会理事長　　様

団体名
代表者名　　印

市町村職員等研修受講助成金交付申請書

市町村職員等研修受講助成金交付要綱第３条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　助成金交付申請額　　円

２　関係書類　・該当研修機関受講者実績一覧表
（様式第１号その２、その３、その４、その５）
・研修受講決定通知書の写し又は
研修会費、受講料が確認できる書類
・修了証書の写し
・旅行命令書の写し

３　助成金の振込先

金融機関名及び支店名	
預　金　種　別	１　普通　　２　当座
口　座　番　号	
口（ふ）座（り）名（が）義（な）	

様式第１号（第３条関係）その２

市町村職員中央研修所研修受講者実績一覧表

研修科目	研修期間	所属	受講者氏名	研修等経費	交通費	合計
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
		合計	名	円	円	円

※小数点以下切り捨て

様式第１号（第３条関係）その３

全国市町村国際文化研修所研修受講者実績一覧表

研修科目	研修期間	所属	受講者氏名	研修等経費	交通費	合計
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
		合計	名	円	円	円

※小数点以下切り捨て

様式第１号（第３条関係）その４

一般財団法人全国建設研修センター研修受講者実績一覧表

研修科目	研修期間	所属	受講者氏名	研修等経費	交通費	合計
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
		合計	名	円	円	円

※小数点以下切り捨て

様式第１号（第３条関係）その５

地方共同法人日本下水道事業団研修センター研修受講者実績一覧表

研修科目	研修期間	所属	受講者氏名	研修等経費	交通費	合計
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
		合計	名	円	円	円

※小数点以下切り捨て